

鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、卒業までの間、予算の範囲内において継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下、「学び直し支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学び直し支援金の支給の対象者は、県立高校、市立高校及び公立専修学校の高等課程（以下、「高等学校等」という。）に在学し、次の各号（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については、第3号を除く。）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条の各号に掲げる学校を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月（定時制及び通信制は24月）未満である者
- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数が74を超えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(支給期間)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、12月（定時制及び通信制は24月）以内とする。

(受給資格認定)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に保護者等（法第3条第2項第3号に定める保護者等をいう。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ）又は市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校を經由して教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。

(収入状況の届出)

第5条 前条の認定を受けた者は、毎年度、教育委員会が別に定める期限までに、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(様式第1号)を、学校を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。

(休学及び復学)

第6条 第4条の認定を受けた者が休学又は復学する場合は、学校を通じて教育委員会に対して高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書(様式第2号)又は高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書(様式第3号)により申し出ることができる。

(支給方法)

第7条 学校は、学び直し支援金を受給権者である生徒等に代わって代理受領し、受給権者である生徒等の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(家計急変支援制度の受給資格認定等)

第8条 家計急変支援制度は、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することができない離職等により、従前得ていた収入を得ることができない場合、前年の課税所得によらず特例的に支援するものである。

2 前項による学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、家計急変支援の申請書(様式第1号の2)に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び家計急変事由を証明する書類(以下「事由証明書類」という。)を添付して速やかに学校を経由して教育委員会に提出し、家計急変事由審査(1次審査)を受けなければならない。

3 前項において、当該生徒等が第4条に規定する受給資格申請又は第5条に規定する収入状況届出の際に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出したことがあり、かつ保護者等に變更等の事由が生じていない場合に限り、当該保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付を省略することができる。

4 家計急変事由審査(1次審査)後、学校に収入審査(2次審査)に移行する申請に係る家計急変事由発生後の収入証明書類の提出を求められた生徒等は、学校を経由して教育委員会に提出し、収入審査(2次審査)の認定を受けなければならない。

(家計急変支援制度の収入回復届出)

第9条 学校は、家計急変支援の対象となった生徒等(以下「特例受給権者である生徒等」という。)に対して、収入回復届出書(様式第53号)を予め配付する。

2 特例受給権者である生徒等は、保護者等が再就職等し、家計急変支援の収入要件を満たさなくなったときは、収入回復届出書及び収入状況届出書に収入が回復したことを証明する書類を添付し、学校を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(家計急変支援制度の収入状況届出)

第10条 特例受給権者である生徒等は、教育委員会が別に定める期限までに、収入状況届出書(様式第1号の2)に収入証明書類及び保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付し、学校を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合は、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付を省略することができる。

(家計急変支援制度のその他)

第11条 家計急変支援制度に係る休学及び復学、支給方法については、第6条及び第7条の規

定を準用する。この場合において、「受給権者である生徒」とあるのは、「特例受給権者である生徒」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第12条 学び直し支援事業に関する基準は、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）及び省令で定める基準の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、令和2年7月分以降の支給について適用する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行の前日から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月12日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、令和4年7月1日以後の支給について適用し、同日前の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の「鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領」第8条第2項、第3項及び第10条の規定の適用については、令和6年9月30日までの間、同項中「個人番号カードの写し等又は課税証明書等」とあるのは、「課税証明書等」とし、第10条ただし書きの規定は適用しない。